

# JIS

## 二酸化塩素を用いた除菌製品の 二酸化塩素ガス発生量の測定方法— 小形チャンバー法

JIS S 3302 : 2021

(JCDIA/JSA)

令和 3 年 3 月 22 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	天 野 美智子	株式会社オカムラ
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	黒 木 美 紀	一般財団法人日本消費者協会
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本二酸化塩素工業会

(〒160-0008 東京都新宿区三栄町 8-37 TEL 03-3358-1947)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 原理	2
5 器具及び装置	3
5.1 一般	3
5.2 小形チャンバー	3
5.3 流量制御装置	3
5.4 流量計	3
5.5 試料ガス捕集袋	3
5.6 測定分析装置	3
6 試験準備	3
6.1 試験室の条件	3
6.2 小形チャンバーの準備	4
6.3 二酸化塩素発生源の設置	4
6.4 試験実施期間及び試験サンプル数	4
7 測定方法	4
7.1 イオンクロマトグラフ法	4
7.2 検知管法	6
8 数値の丸め方	7
9 試験報告書	7
附属書 A (参考) 試験報告書の例	9
解 説	12

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本二酸化塩素工業会（JCDIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 二酸化塩素を用いた除菌製品の二酸化塩素ガス 発生量の測定方法—小形チャンバー法

Determination of the amount of chlorine dioxide gas generated by  
sanitization products—Small chamber method

## 1 適用範囲

この規格は、小形チャンバー法を用いた二酸化塩素発生源から空气中へ放散する二酸化塩素ガスの発生量を測定する方法について規定する。

この規格は、有人の屋内で使用する、空間の除菌などを目的とした使い捨て型の製品に適用する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 1901 建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小形チャンバー法
- JIS K 0127 イオンクロマトグラフィー通則
- JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水
- JIS K 0804 検知管式ガス測定器（測長形）
- JIS K 8622 炭酸水素ナトリウム（試薬）
- JIS K 8625 炭酸ナトリウム（試薬）
- JIS K 8913 よう化カリウム（試薬）
- JIS Z 8401 数値の丸め方
- JIS Z 8703 試験場所の標準状態

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

### 3.1

#### 小形チャンバー

空気を流通させる入口及び出口があり、二酸化塩素発生源から放散される二酸化塩素ガスの発生量を測定するための条件を制御できる容器